

青森県報

第二千七百二十六号

平成十九年
一月九日
(火曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一

結核予防法による医療機関の指定…………… (同) …… 一

結核予防補助金の基準…………… (同) …… 一

平成十八年十二月二十五日定例告示中…………… (団体経営課) …… 二

告 示

青森県告示第一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
みどり薬局 みんゆう薬品堅田パ イパス店	八戸市根城四丁目一の二七 弘前市大字宮川二丁目一の五	平成一六・三・八 一六・二・三〇

青森県告示第三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十九年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みどり薬局 ノア調剤薬局	八戸市根城四丁目一の三五 五所川原市金木町沢部四六八の一	平成一六・三・九 一六・二・三〇

青森県告示第四号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）第二条第一項の規定により平成十八年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 七十五円に保健所でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が結核予防法（昭和二十六年法律

二 四百四十七円に医療機関（保健所を除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

三 九十円に保健所で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

四 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

五 百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

六 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

七 百六十八円に保健所で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

八 千六百九十五円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

第九十六号）第四条第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費

正

誤

団体経営改善課

発行年月日 平成19年1月9日	区分	番 号	ジペ	段	行	誤	正
発行番号 第九二九号	告示	第九二九号	二	下	表中	小倉 永治	小倉 永治

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭